

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由		
水産振興課	水産振興課	沿岸漁場整備開発法	第8条第1項	特定水産動物育成事業の実施に当たっての認可	設定済み	沿岸漁場整備開発法等の施行について(農林事務次官通達) 沿岸漁場整備開発法の運用について	申請窓口等に備置き				設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	沿岸漁場整備開発法	第12条第1項	育成水面の区域、規則の変更認可	設定済み	沿岸漁場整備開発法等の施行について(農林事務次官通達) 沿岸漁場整備開発法の運用について	申請窓口等に備置き				設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	沿岸漁場整備開発法	第15条第1項	放流効果実証事業を実施する者の指定	設定済み	沿岸漁場整備開発法等の一部を改正する法律の施行について(農林事務次官通達)	申請窓口等に備置き				設定済み	15日		
水産振興課	水産振興課	沿岸漁場整備開発法	第17条第1項	指定法人の業務実施計画の認可	設定済み	沿岸漁場整備開発法の運用について(昭和58年9月30日水振第2486号:水産庁長官通達)	申請窓口等に備置き				設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	沿岸漁場整備開発法	第20条第1項	指定法人の業務実施計画の変更の認可	設定済み	沿岸漁場整備開発法の運用について(昭和58年9月30日水振第2486号:水産庁長官通達)	申請窓口等に備置き				設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	水産資源保護法	第22条第1項	保護水面区域内での工事の施行の許可	設定済み	保護水面関係法令通達集(平成8年8月水産庁)	申請窓口等に備置き				設定済み	45日		
水産振興課	水産振興課	海洋水産資源開発促進法	第13条第1項	資源管理協定が適当である旨の認定	未設定				先例なく設定困難		設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	海洋水産資源開発促進法	施行令第9条	資源管理協定の変更の認定	未設定				先例なく設定困難		設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	第14条第1項	協定が適当である旨の認定	未設定				先例なく設定困難		設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	第14条第2項	協定の変更の認定	未設定				先例なく設定困難		設定済み	75日		
水産振興課	水産振興課	漁業法	第124条	協定が適当である旨の認定	設定済み	大分県資源管理協定審査基準	申請窓口等に備置き				設定済み	40日		
水産振興課	水産振興課	漁業法	施行令第10条	協定の変更の認定	設定済み	大分県資源管理協定審査基準	申請窓口等に備置き				設定済み	40日		